

## 松尾神社本殿の遺墨につきて

阪 谷 良 之 進

特別保護建造物、松尾神社本殿は、近年に至り各部が甚しく腐朽破損し修理の急を告げたので、古社寺保存法に基き根本的修理の設計を立て、國庫の補助を得て去大正十三年十一月一日その工を起し翌十四年十月二十日に竣成したのである。工事は建物の要部を解體の上、夫々所定の作業を加へて後、再び舊形の如くに建造したのであるが、この工期中に建物の内部から本殿の沿革を考證するに足る可き墨書を可なり多數に發見したので、今それ等の寫眞と文章とを紹介すると共に、聊これに關する愚見を加へて見たいと思ふ。

松尾神社は、京都府葛野郡松尾村にあつて大山咋命、市杵島姬命二座を奉祀してゐる。雍州府志

松尾神社の條に「天長三年詔當社四至方十町」とあり、又當社所藏の松尾社境内古圖(南北朝頃の製、作と推定す)に徴しても、中古境域が如何に廣大であつたかを察知し得る。現在でもなほ三町五段餘の土地を占め背後には松尾の翠巒を負ひ、前方には大堰の清流をひかえ、大小高低の社殿雜舎は地形に應じ配置宜きに合ひ、社容甚だ尊嚴崇高である。古來名神月次等の祭に預り、二十二社の一に列せられた事もあり、現に官幣大社である。

本殿は、大寶元年秦忌寸都理 詔を奉じ之を建立して以來、延暦三年、長治二年、弘安十年、永享六年、天文十九年、嘉永四年等に改造又は修理の行はれた事が、伊呂波字類抄、續日本紀、勘仲

記及び社記に於て見らるゝ。而して古社寺保存法により去明治三十九年特別保護建造物に指定せられ、今回大修理の工を加ふるの機運に至つたのである。

さて工事中新たに発見した墨書は二十箇所の多きに達し、中には古今集、詞花集などの古歌を寫したものであるが、今回は之等を省略し、本殿沿革の参考となる可き資料のみを採録しよう。

(一) 小屋梁に記せるもの

この墨書は内陣柱の上に架せる二本の小屋梁の内、北方の分の北側面全面に記されてある。その様子は寫眞の通りであるが、今その全文を記し併せて略解を加へて見よう。

本文(行數原) 文(同)

略 解

當社之事

御しゆりなき

(1)修理なき社とは、常に建築全部を新たに改造し來り、修理の如き姑息手段は未だ講じた事の無き社の儀ならむ。當社所藏の「當社遷宮

やしろなり  
しりりさいへ共  
末世をそんし  
ゑいりよお  
うかゝい

天文十一 寅年

よりこの社を  
くみ奉る

そのしりへにい

内神之御柱前後  
四本のこしお  
く也

むかしは  
柱くみ物

りへ共るこ  
う

のくみ物をく  
こうさいおの

ほせ申その  
ゆへにむねへ

五尺たてのは  
す其時之金

次第」に(前略)昔は公方様より惣遷宮被成神

殿神寶迄□□□申候へ共公方様時分柄にて

御遷宮御下行被成間敷由被仰下御本殿はすて

に及大破申候間社の才覺を以御遷宮仕候(申

略)京町中をば慶林と云者請取勸進之物意外

にあり如此にて此度は御遷宮を調也此上は修

理宮に成可任と禁中様へ申上修理宮になし申

候也(中略)慶林を本願になし……氏子中よ

り毎年の奉納を以末代修理の宮に成申也(下

略)とあり。以て當社造營の際には、古より

官營を以て神殿神寶に至るまで新調する慣例

であつたが、今回は之を民營とし僅に修理を

行つたに過ぎぬ事が想像せらるゝ。

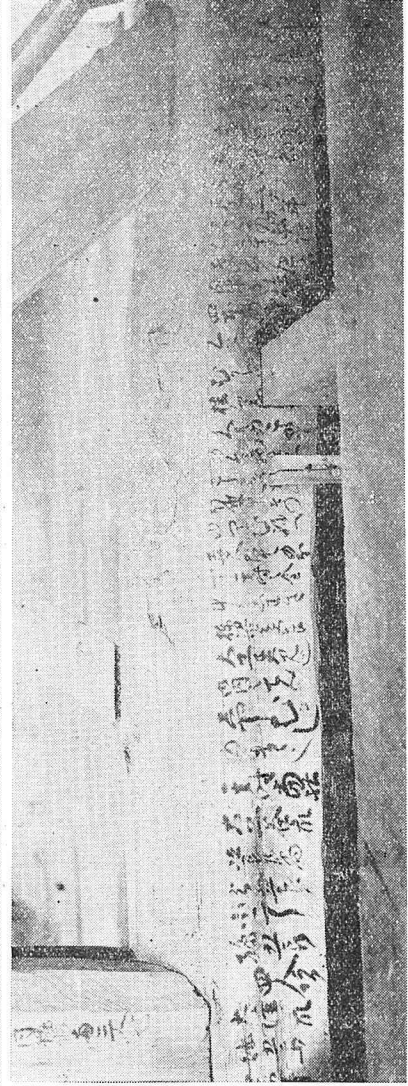
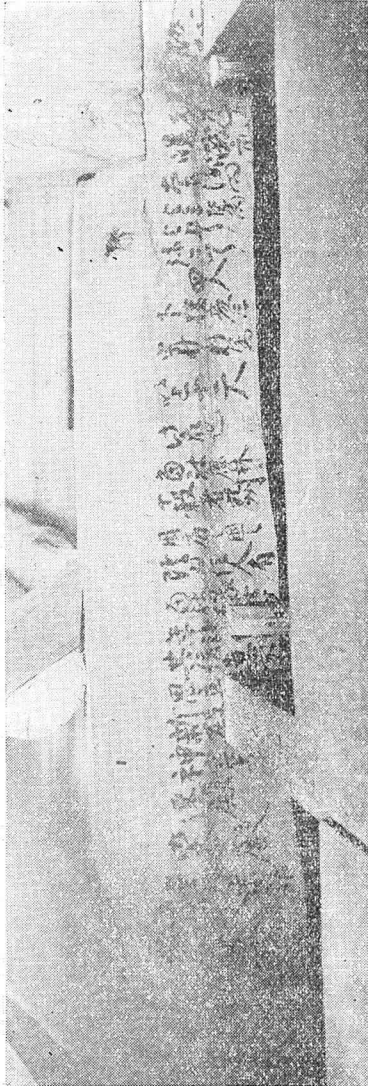
(2)その知へに内陣柱前後各二本づ、合計四本を遺し置く。

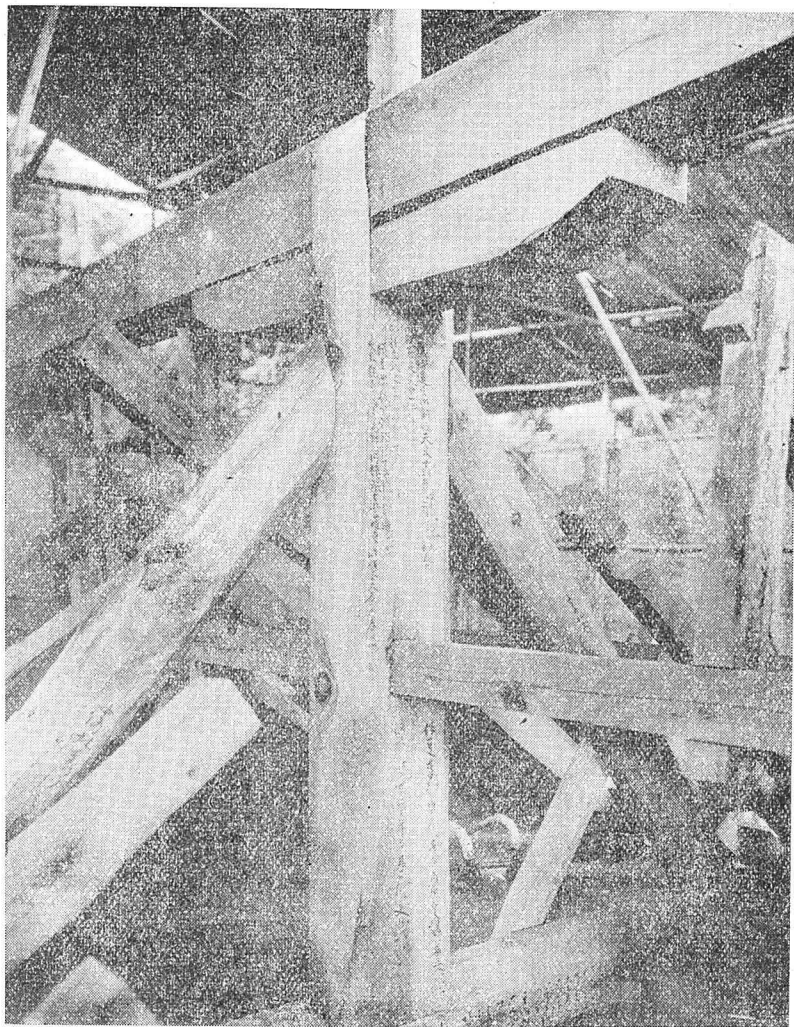
(3)「昔は柱も組物も取替へたれ共」の意か。この邊は建築材料の新古鑑別に參考となる可き所であるが、意味不明瞭なるは甚だ遺憾である。

(4)向拜(又は勾配とも解せらる)を登せた結果棟高を五尺高くした。

(5)金斗は規矩衛の事ならむ。

松尾神社本殿小屋組内部墨書





松尾神社本殿小部屋内墨書

斗之し（さ）

棟梁與五郎

大工異見也

御内之てん

しやうむかし

のまゝ也

其時當社

大工谷衆

次郎左衛門尉

與五郎

小二郎

孫五郎 四人あり

大津衆

彌五郎

今（五）「（画）」

坂本

〇〇

〇〇

兄弟二人

嵯峨衆

太郎衛門尉

與三左衛門尉

與五郎

(6) 異見は意見か。  
(7) 内陣天井は昔のものを再用した。

(8) 現在の松尾村大字松尾谷を単に谷と通稱し、  
今なほ大工與五郎の子孫と稱するものが居住  
してゐる。

(9) 現在の滋賀縣大津市及坂本村であらう。化粧  
裏板の墨書にも「大津坂本之大工衆四人長々  
逗留也」とある。

(11) 現在の嵯峨町大字上嵯峨下嵯峨の邊であらう

彌三郎

四人

下桂彦三郎

字（画）之新左衛門

以上十二人

此衆也

當社慶林

十穀者九州

周房之國之

雖爲住人有

當社縁世ケ

年計滞留

其後造榮

思立

新殿

神宮寺

遷殿

御本殿

其外末社

悉此人

修理畢

(12) 今なほ隣村の桂村に下桂の大字が残る。

(13) 慶林十穀の傳記不明、社僧ならむ、前記「當社  
遷宮次第」に「慶林を本願になし」とある。

(14) 周房は今の周防國ならむ。遠隔の地であるか  
ら九州の一部と誤認したのか。當時大内義  
隆は周防附近及び北九州を領して居たから概  
括して九州と總稱せしものか。

(15) 榮は營の誤記か。

(16) 列記の殿舎の順序を見るに、最も主要なる本  
殿が終りに近く置かれてあるが、これは建物  
の輕重から考へると異様の感がある。しかし  
後出の神社文書によると、正遷宮の前に假殿  
（遷殿）遷宮があり、更にそれに先だちて神宮  
寺遷宮を行なつて居るから、新殿の事は不詳  
であるが、この順序は工事の竣成期日に従つ  
て記した如くにも思はれる。

右の墨書により、大要次記の事柄を知り得る。

一、 叡慮をうかゞひ修理の宮になせし事。

一、 天文十一年より建前に着手せし事。

一、 内陣柱四本及び内陣天井は古材を再用せし事。

一、 向拜を高くし(又は屋根勾配を急峻し)、棟高を

五尺増加せし事。

一、 矩計は與五郎の手に成りし事。

一、 工事に關與せし大工十二人の名を記せる事。

一、 造營願主は慶林十穀なる事。

一、 當時造營せし建築は、新殿、神宮寺、遷殿、本殿

諸末社等なりし事。

(二) 扱首束に於けるもの

前記二本の小屋梁上には、各扱首組さすくみを置きて野棟木を支承してゐる。夫等の扱首束さすつかには、何れも文字が残る。次記の中で、(甲)は北方の東の北面上段に、(乙)は同上の下段に、又(丙)は南方の東の北面に、總て毛筆で認めてある。(寫眞参照)

(甲)

当社御造宮御新始天文十辛丑年二月初五日

御礎居天文十一壬寅年十一月三日

御立柱天文十一年十一月十五日卯尅

願主慶林十穀法橋十方檀那以勸造榮如此

大工藤原之次郎左衛門尉棟次同棟梁與五郎棟貞

此材木大原野春日山より出し

(乙)

作事奉行山田之住人壽藏主同印藏主同筑前兩三人也

此前之社者百二十年畢其已後又如此

(註) 百二十年前は應永年間に當る。後出の應永の墨書と對

照せば趣興一層深い。

(丙)

同禰宜相宣 德 重 越 中 守

神主相光 神方兩三人 光家神左江門尉

祝 彌 介 家久次郎左江門尉

天文十一壬寅年

(註) 神主相光の事は、「天文十一年四月一日任神主、天正九年十

一月三日卒」東本家(舊松尾社神職)の系圖にも見らる。

(三) 化粧裏板に於けるもの

外陣化粧屋根裏の裏板のうち、其裏面に文字のあるものを多數發見した。文字は毛筆で認められたものと、墨指のものと二種あり。何れも板一枚に一行づゝ記されてある。其主なるものは次記の通りである。各行上部の(毛)は毛筆、(指)は墨指の文字である。

(毛) 棟梁與五郎丸谷若衆也、

(指) 天文十辛丑年二月五日御新始也、

(毛) 天文十一年潤三月有、

(指) 天文十一年壬子月十一 十五日柱立卯尅、

(毛) 當社大工依遠者大津坂本之大工衆四人長々逗留

也、

(指) 天文十一壬寅年十二月初五日此裏板打畢、

(註) 本文中に「棟梁與五郎丸谷若衆」とあり、前出の小屋梁文に「大工谷衆、次郎左衛門尉與五郎其他」の名を擧げ、又扱首束文に「大工藤原之次郎左衛門尉棟次、同棟梁與五郎棟貞」と記してゐる。三者共に天文の遺墨であるから、之等によつて見る時は當時本殿工事に關係せる建築家中大工として左衛

門尉棟次があり、次席に與五郎棟貞が棟梁として働いて居た事が判る。

(四) 内陣柱の墨書

内陣柱四本の内、東南隅(前方右端に當る)に立てる柱の下部東面に、次記の如き筆書の文字を發見した。その書體は、前記の何れの文字に比するも、頗る古様である許りでなく、墨色も甚しく減退して往々判讀し難い所もある。(行數原文のまゝ)

(上部に)

うのこし

おうゑい三十年六月五日

□はしたて御むねあけ

(?) (?) たんなんたにのちさういんの しうく

大工たにのこやまのふちわらの…………… (?) (?)

さゑもんのせうくにつく

(下部に)

もこわなけよほうてかへこも

さらにはりてつきたれこも

ふしなく□た□……………

(この文字の解)

(上部の分)

應永三十卯年六月五日

御柱立御棟上

檀那谷の地藏院の衆々

大工谷の小山の藤原の……………

左衛門尉くにつく

(下部の分)

元は投げ……………

更に割りて糺きたれ共

筋無く……………

本文中の地藏院は、いま松尾村大字下山田にあり。寺院明細帳によれば、『細川頼之の開基、開山

は碧潭禪師にして、貞治六年創建、地藏院と號す。勅願寺に擬せられ、更に詔して官符を賜ふ。當年

塔頭末寺を併せて二十六寺ありしが、應仁の火災天正の大震害等の爲め寺運傾き、絶えて修造なき

状態であつた。寶永元年之を再興し現在に至る』と云ふ。然れば松尾神社造營の應永頃は當寺創立後僅かに三十餘年、まさに宗風發揚の黄金時代と想像さるゝ。

また本文中の大工「谷の小山の藤原の……………左衛門尉

くにつく」を彼の天文造營の大工棟次及び棟梁棟貞等との關係は未だ詳で無いが、「くにつく」棟次との發

音が近似し、時代に隔りはあるが共に松尾村松尾谷に居住し、共に松尾社大工であり、特に兩者が「藤原左

衛門尉」を名のる點に於て、其間可なり濃厚なる因縁の存する如く思はれる。或は一家系の人であるかも知れぬ。

此他に前出の墨書と比較して興味のある點を挙げやう。

即ち、小屋梁文(遺墨一)に「内陣柱四本を遺し置く」があるが、この應永の年號銘ある柱は恰度内陣柱四本の中の一つである。

また、扱首東(遺墨三乙)に「此前之社者百二十年畢」



天文の遺墨があるが、應永は天文より約百二十年以前に當つて居る。

(五) 棟 札

身舎小屋組中より發見せる棟札三枚あり。皆嘉永四年のもので、文章も書體も殆同様である。その内一枚だけに大正三年加筆のものがあるが、此分は文字が明瞭であるから、左に記さう。

札の寸方は

長一尺〇寸三分、巾三寸八分、厚二分五厘。

(表面)

嘉永四年辛亥年霜月吉日	檜皮師方
檜皮師棟梁	葛城定七
浅井七兵衛	森野萬吉
肝煎	塚本善太郎
角野治助	河原庄太郎
	奥村伊兵衛
	高木久兵衛

(裏面)

京都市上京組	棟梁
智恵光院出水上ル町	浅井七兵衛
棟梁檜皮屋七兵衛	
大正三年春三月吉日	
御本殿裏流下貳門通り修繕	

大正三年以下の文字は、墨色も書體も他のものに比し甚しき相異があり一見して後世の加筆である事が判るなほ浅井家は久しき以前より檜皮を業とし、代々の當主は「七兵衛」を襲名する慣例なるよし。現在は七代目の七兵衛で、今も棟札記載の場所に居住してゐる。

これで遺墨の報告は濟んだのであるが、吾人は天文造營の木工棟次、同棟梁棟貞兩人の後裔が今なほ松尾村に居住せるを傳聞したので、非常の興味を以て引續きその調査を遂行したのであつた。蛇足の感はあらうが、之また本殿の沿革を知る可

き参考になるから、序を以て其大略を加筆して後本文を結ぶ事としやう。

大工棟次の後裔と稱するは、松尾村大字松尾谷小字上之山に住し、當主は河原米太郎と稱し、通稱を泉之亟と呼ばれ、村内の舊家、特に松尾社の大工たりし故を以て、一般の尊敬を受けてゐる家柄である。家人の言によると、同家はもと上賀茂神社の大工にして、同社鳥居前の池殿町あたりに住居せしが、往昔上加茂と松尾との社家の間に縁組のありし時、當地に移住し、爾來代々松尾社の大工職を續け來り以て現今に至れるもので、同家所藏の古文書によると、江戸時代には年寄格であつた事もある。その家紋には以前より「丸に十万」を所用し來り、現在でも一統は同じ家紋を用ひてゐる。而して當主米太郎氏の壯年時代迄は祖先の業を繼ぎ大工を本業とし、常に松尾神社の工事に従事して居つたが、明治四十年頃より病氣の爲め

職を轉じ、目下は農業を専らとして居る。同家には長持に溢るゝ程の家傳の古文書を藏する趣であるが、容易に他見を許さぬので、自分は僅に其一部百三十通許を翻き得たに過ぎぬ。其中には元祿年度に溯るもの一通ありしのみで、多くは江戸時代末葉文化文政前後を出ない。又家系の參考となる程のものは發見不能であつた。今それ等の古文書中主要なもの二三を擧げよう。

一、寛政七乙卯三月十三日、河原實友、松尾社鳥居建立。

一、文政六年未九月の殿舎再興帳に「一膳部所吳服所上棟式日者戊九月廿九日、大工泉之亟藤原實之五位醬束、小工忠兵衛藤原近忠同五位醬束、泉之亟倅李之亟狩衣、忠兵衛倅長次郎狩衣、河原喜兵衛狩衣、其外大小工兩家番匠四人廬上下、社頭各屋下旅に而相勸申候」

一、嘉永二年正月十日、本社並南方之門屋根葺替廻廊等朱引之分建替伺書に

城州西岡下向寄大工

松尾谷村 泉之塚<sup>㊦</sup>

同 村 忠兵衛<sup>㊦</sup>

取締役 源 藏<sup>㊦</sup>

中井様御役所

之等の文書によるも、河原氏は代々松尾社の大工であり、次席には小工忠兵衛が居つた如くに考へらるゝ。

次に、棟梁棟貞の末裔と稱するは、同村同字小字井戸に住し、小山佐太郎と云ふ。前記河原家同様土地の舊家にして、古來松尾社の權大工と云ひ傳へ郷人の敬愛を受け、通稱の「谷の佐兵衛」と云へば土地では知らぬ人なき程である。當主は近年まで大工を業とし、常に松尾社に出入し、同社と深き關係を續けて來たが、現今は農業に轉じてしまつた。河原家と云ひまた之れと云ひ、殆同時に轉業したのは奇しき符合である。小山家には近年

迄多數の古文書が傳はり、重用なるものは嗟哉天龍寺其他へ預入れた事もありし趣であるが、今は大部分焼失又は散逸し、僅に十數點を遺藏せるのみである。其内の主なるものを記そう。

(小山家藏古文書の二)

松尾社大工頭領御免許之事

一 明德三壬申歲 義滿將軍様ヨリ當社御造

營有之時我等先祖飯尾美濃ト申者ニ

御造宮之儀被爲 仰付候其時ヨリ已來當

社大工可爲頭領之旨被爲 仰付依其因縁

社家中所々屋敷壹ヶ所年貢御赦免被爲成

被下候至百八拾年後天正年中 大閣様

御檢地之節右之斷依有之如先規御赦免

至四拾年餘後元和年中 板倉周防守様

御檢地之時任先例御赦免被成被下候至

今六拾年都貳百八拾年ノ歷春秋先祖

代々令相續當社之御役儀相勤來者□

後代子孫家業不可解怠者也

干時寛文十二壬子歳二月三日

松尾社大工頭領

飯尾忠兵衛

(同家所藏古文書の二)

當院大工居屋敷一所申請事當院從草判

由緒之故各以評儀被申付候然者四至傍所北ハ限

櫻木垣通南ハ限社家之地ヲ西ハ限卯塔へ行路之土居ヲ

東ハ限本松室之屋敷永代不可有相違之狀

仍如件

天正十一甲申年二月廿四日

役者侍眞

周弘花押

大工與殿?

□□

以上二通は、一枚の横額に仕立て、左右に並び

貼付してある。額の裏面に「此本紙者天龍寺様寶

藏入置者也」と明記しありて、疑も無く寫しであ

る。天龍寺に至り原本を尋ねたが、遂に不明であ

つた。また同家の系圖も近頃まであつたこの家人

の言であるが之もまた發見不能に了つた。

次に同家には當社の工事に關與せる工人の姓名

の散見せる文書も數通ある。その姓名を年代順に

列記せば次の通りである。

小工忠兵衛近形、(寶永五歳の傳授書)

大工飯尾忠兵衛義金、(文化三丙寅の御殿祝文)

小山忠兵衛、(同 六年の當社上棟文)

棟梁小工忠兵衛藤原吉光、(時 代 不 明)

大工小山忠兵衛義金、(文政九年の膳部所上棟祝文)

大工棟梁實之義次、(同 嘉永五年の釣殿上棟祝文)

棟梁大工小山内匠藤原義次、(同 七年御殿上棟文)

等で何れも江戸時代中期以後のものであるが、列

記の姓名の中に、同家所藏の古文書(一)を認めたる

松尾社大工頭領飯尾忠兵衛と全く同名のものもあ

りて兩者間の關係の淺く無い事を偲ばしめる。而

して河原小山兩家の文書並びに口碑等から想像す

ると、小山氏は常に松尾社の小工の家柄であつた

らしく、時々大工を勤めたのは、河原氏方に事故がある場合に其補缺となつたのでは無からうかと考察さるゝ。

更に、松尾神社所藏の工事に關する文書を調査するに

不明

○……………不淨之由公方法進申之虚飯尾美濃奉行山城河内駿河三ヶ國以段廢之假殿令造替了。

○明德二二年四月十四日立柱十六日上棟。

○一假殿遷宮應永四年庚子二月奉行飯尾美濃參御行屋候。  
(下略)

○今度正遷宮永享六年九月廿九日也任先規夜半丑尅自御假殿正神殿江奉成遷座而後祝詞社務役也

○本殿造營之勸例「永享六年九月廿九日正遷宮。」天文廿年造營有、本願募氏子落成、此時始而社頭置本願坊云々」

○天文十一年七月四日神主相光の認めたる文書に、神宮寺御せんくう之事

天文三年きのの正月廿八日いぬ馬

むねあけも同日也

本社假殿せんくう之事

天文十一年さみづの七月四日いぬ

御むね上は六月廿八日う

(下略)

○正神殿御遷宮御祝言

(前略) 天文十九年かのゑいぬ卯月十五日つちのこの鳥  
(中略) 正神殿せんくうなしたてまつるこころなり。

(下略)

又當社の建築家の名を記せるは、

○寛文七年再興櫻門棟札寫中に「大工泉之庵、同弟木兵衛、同助作、小工傳藏、指圖休介、鍛冶市右衛門」

○明治二年四月十二日御祭御下行配當印形帳に、「神工河原奎之助、同小山一學、同小山左兵衛」

○明治十年六月京都府へ差出の松尾神社舊社職勤方演説書に「神工河原泉之庵、同小山佐兵衛」

等の名が見える。今これ等の姓名と、前記の天文の遺墨及び河原小山兩家の文書中に出づる建築

家名とを對照するに、天文以來明治初年に至る永き期間、當社の大工は河原氏また小工は小山氏である事に大體みな一致して居る。

但、應永の大工、「谷の小山の藤原の」は、小山氏の系統に屬する人であるらしくも考へらるゝ。

さて、以上採録せる文書を年代順に配列する時は、本殿の沿革が可なり明瞭になつて來る。少し重複の感はあるが、今その要點を列記し、併せて所見を加ふるは、強ち徒事でも無からう。

明德以前に於ける本殿の沿革につきては、何等新規の事柄を探知する事は出來ぬが、明德三年足利義滿が當社頭領として飯尾美濃を任命し（小山家文書）、同四年四月立柱六月上棟し（神社文書）、應永四年飯尾が奉行として假殿遷宮を行ひ（同上）、同三年六月には藤原「くにつく」が大工として立柱上棟を爲し（内陣柱遺墨）、永享六年九月に正遷宮を行つて居る（神社文書）。

明德より永享迄僅に四十年、此短期間に立柱上棟が二回、假殿遷宮正遷宮各一回、都合四回の造營に關する行事のあつた事が、僅に遺存したる記録によつても窺はるゝ。按ずるに、遷宮の行事は小修繕に際しても行はるゝ慣例であるから敢えて異とするに足らぬが、この僅少期間に立柱上棟に及べる大工事が二回あつた事は注目し値するであらう。之は不時の災害によるものとも解釋せらるゝが、更に想像を逞ふすれば、當社に於ても亦他の大社に於けるが如く、古來式年造營の如き周期的行事の行はれたのでは無からうかと考へらるゝ。

其後久しき間は所謂戰國時代に當り、近畿は戰渦の中心地となり、上下みな疲憊の極に至つた時で、惶れ多くも皇居を始め京洛内外の神社佛閣は修理の暇もなく、頽廢の甚き折であつた。故に當社の殿舎もまた風雨の飄弄に委かせ、殆顧みられ

無い状態であつた事は想像するに難く無い。また  
其實況は天文造營の時の文書に徴し推察し得る。

次に天文の造營に關しては、資料が比較的多い  
ので詳細に其狀況が判る。其工事關係者の主なる  
ものは、

神主 相光

願主 慶林十穀

大工 藤原之次郎左衛門尉棟次

棟梁 與五郎棟貞

### 工事の経過は、

神宮寺遷宮 天文三年正月廿八日 (神社文書)

新 始 同 十年二月五日 (新發見墨書)

本社假殿遷宮 同十一年七月四日 (神社文書)

礎 石 据 同十一年十一月三日 (新發見墨書)

立 柱 同十一年十一月十五日 (同)

化粧板打畢 同十一年十二月五日 (同)

正 遷 宮 同十九年二月十五日 (遷宮祝言)

右の経過で見ると、新始式の七年前に神宮寺遷宮が

行はれ、同式の翌年に本社假殿遷宮の事がある。此順  
序と期間は普通の場合と大分趣きが違ふ様である。按  
ずるに、天文修理の前頃に於ける本殿は、應永の造營  
以來百二十年を経過し(扱首東墨書参照)、其経過期間の  
後半期は恰かも戰國時代に當るので、修繕の事は全く  
絶え、破損の爲めに奉仕意にまかせぬ様になつたので  
神體は一ト先づ神宮寺へ假の遷宮をなしたる後、徐に  
工費調達の計をめぐらし、而して一方に於ては本殿を  
取解の上新始式を行ひ、また他方では假殿の修繕を進  
め、其成功を竣ちて、先きに假の遷宮をなしたる神宮  
寺より再びこの假殿へ遷座を舉行したる如くに解せら  
るゝ。かくの如く解する所以は、單に文書のみならず  
神社所藏の當社境内古圖(南北朝頃と推定の方)にも正殿  
と假殿とが左右相近接して山麓の濕地に並立し居るか  
ら、若し百餘年間修繕が行はれないとすれば、二殿共  
に殆其用をなさぬ程に破損するは當然の事であらう、  
と考へらるゝのも其一理由である。

本殿工事着手以後の工程は順調に進行したるらしく

新始式より約二ヶ年たらずの間に内陣の天井板を張る迄に拂つて居る。其後は不明であるが、此勢を以てすれば、遅くも翌十二年中には竣成すべきであらう。然るに正遷宮は其七年後の十九年二月に行はれて居る。

この遷宮は或は本工事竣成後第二回目又は其以上回を重ねたる臨時の行事とも考へ得るが、自分は種々なる點から觀察し、之は工事竣成後初めての遷宮式であつて、其遷宮遅延の原因は資金の調達難によるものでは無からうかこ、考ふるものである。

## 工事の程度

礎石据、立柱を行ふ程なる故、もこより根本的の大工事に相異は無からうが、内陣柱四本及び内陣の天井は遺墨に明記して居る通り古材を再用したものであり其他にも材質、古色及び形式手法から鑑察し、多數に天文以前の古材を發見し得る所から考へると、實は天文の工事は古材再用の大修理工事であつたのである。殊に、御帳臺、錦蓋、几帳、臺盤等の殿内裝飾調度品並びに矛盾、弓箭等の祭器類は、其様式手法より見

るに、よく室町時代の特色を具有せる所から考へ、之等は總て明徳か又は遅くも應永頃に新調されしものを天文造營には大なる修繕さへも加へずに其まゝ、再用しならしく思はれる。我朝古來神社の造營には、神殿神寶に至るまでも悉く新調す可き慣例にして、當社に於ても從來は、當社遷宮次第の「公方様ヨリ惣遷宮ヒ成神殿神寶迄」も新調し來りしを、今回は事のこれに及ばざりしは、前記の古材再用の事實を想ひ併せて、工費窮乏の程も想像せられ、曳いては造營願主たる慶林十穀の苦心も亦さこそ察せらるゝ次第である。然し之が爲め他に殆類例の無い古き調度及祭器類の多數を今に傳へ、以て不明なりし中古の殿内裝飾の制式を具體的に研究し得るは、學界の一慶事と謂ふべきである。

其後久しき間、本殿造營の記録は見當らぬが、大棟の獅子口、椽の高欄及軸部の一部に江戸時代の初期と中期頃との形式手法を有する金具が約二十枚程發見されるから其頃にも建物の修繕の行はれた事が想像さるゝ。



次に嘉永の造營は棟札の示す如く、主として屋根檜皮の葺替へをなしたもので、木部は向拜柱、椽廻等部分的修理に過ぎぬ様である。また大正三年には本殿屋根の裏流し下方貳間通りの小繕ひを施してゐる。

今回の修理は、屋根は野地以上全部新材を以て葺替へ、木部は柱の根繼、土臺の一部、椽廻り大部分、背面霧除等を取替へ、各部の白壁は塗替へ小屋組及び床組は補力材を加へて在來の構造通りに組締め、金具は少部分補足しその大部分は舊材料に鍍金を施したのである。而して破風板、柱、斗拱、捶、建具等主要なる材料は總て舊材を再用したのである。従つて本稿に採録せる遺墨のある材料は無論舊位置に復歸したのである。

以上記述せる所は新發見の遺墨を中心として考察せる本殿の沿革であるが、吾人は更に構造形式並に材質等より鑑別せる建築諸材料の時代的分類を試みたるに

前掲の諸記録ミ能く合致する事を認知し得た。然し餘り冗長に流る、惧れがあるから、今回は之で筆を擱き其事につきては他日稿を改めて詳述する考である。

(和昭二、九、五稿)